

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ

(雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」)

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

雑損控除の適用において、令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

1. 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額 (注1、2)} = (\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費 (注3)}) \times \text{被害割合 (注4)}$$

(注) 1 保険金、共済金、損害賠償金などで補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます(以下同じです。)

2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用(修繕費)が含まれます(以下同じです。)

3 減価償却費の計算は、次のとおりです(以下同じです。)

$$\text{減価償却費} = \text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数} (\ast)$$

(※1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)

償却率は裏面の参考「住宅・自動車の償却率(旧定額法)」をご覧ください。

4 被害割合については、被害状況に応じて、裏面の別表3「被害割合表」により求めた被害割合とします(以下同じです。)

② 取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = [(\text{1㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

(注) 令和5年分の1㎡当たりの工事費用は、裏面の別表1「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり、単位：千円)」をご覧ください。なお、令和6年分用が公開されるまでの間、令和5年分用を用いて計算して差し支えありません。

2. 家財に対する損失額の計算(生活に通常必要な動産で、車両を除きます。)

① 取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

(注) 家族構成別家庭用財産評価額は、裏面の別表2「家族構成別家財評価額」をご覧ください。

3. 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

(注) 車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することとなります。

別表1 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注1）	177	265	278	272
石川	189	291	326	290
富山	190	265	332	272
福井	187	385	368	276
新潟	193	265	278	354

- （注）1. 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。
 2. この他の都道府県については、『災害により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）』をご参照ください。
 3. 令和6年分用については、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

別表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注）大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

別表3 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要
			住 宅	家 財	
損	全壊・流出・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいいます。
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半 壊		50	50	
壊	一 部 破 損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。
	浸	床 上 1.5m以上	平 屋	80 (65)	100 (100)
二階建以上			55 (40)	85 (70)	
床 上 1m以上 1.5m未満		平 屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
床 上 50cm以上 1m未満		平 屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
水	床 上 50cm未満	平 屋	40 (25)	55 (40)	・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床 下	15 (0)	-		

（注）車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考 住宅の償却率（旧定額法）

建物の構造	耐用年数	償却率	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	70年	0.015	
れんが造、石造又はブロック造	57年	0.018	
金 属 造	骨格材の肉厚 4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚 3mm超 4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚 3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造	33年	0.031	
木骨モルタル造	30年	0.034	

- （注）1. 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
 2. 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

自動車の償却率（旧定額法）

種 別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車 (総排気量660cc 以下のもの)	6年	0.166

このリーフレットの内容などに関して、ご質問・ご不明な点がございましたら、税務署にお問い合わせください（住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。）。

※ このリーフレットのほか、『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）』**所01**もご参照ください。